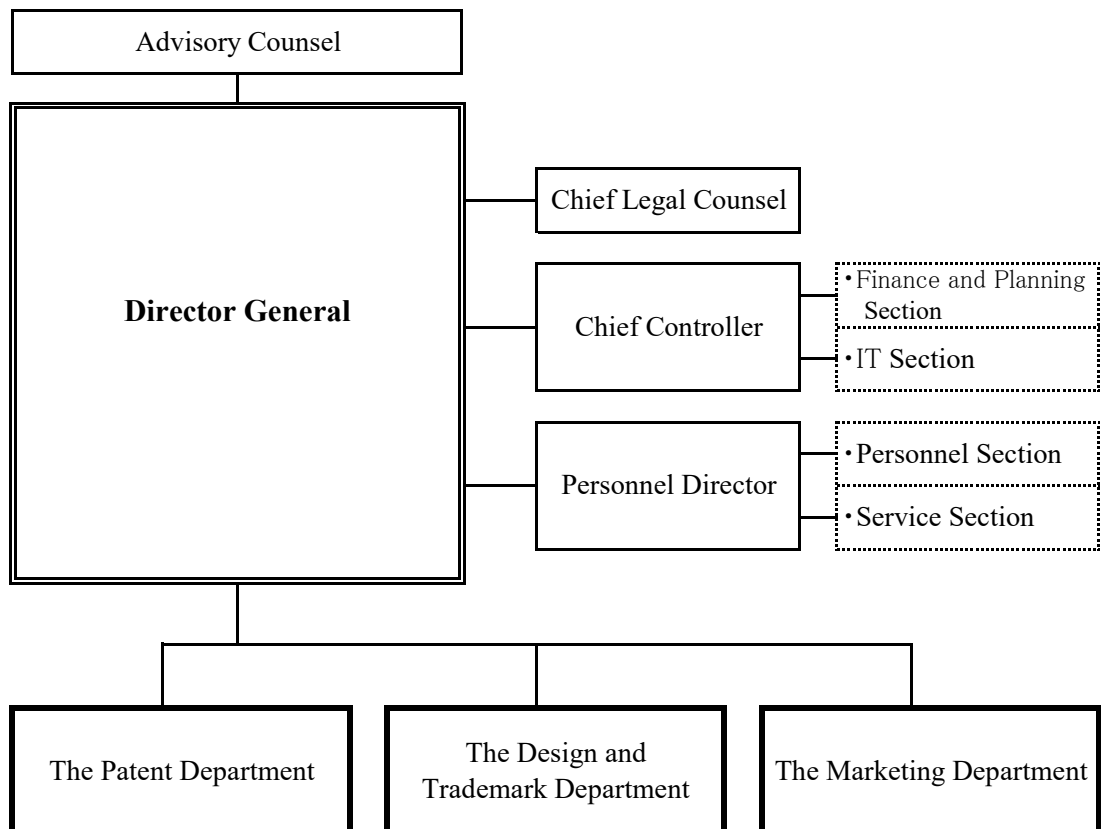


①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)				
②名称	Swedish Intellectual Property Office (PRV)				
③所在地	Patent Department: P.B. Box 5055, SE-102 42 Stockholm Designs & Trademarks Department: P.B. Box 530, SE-826 27, Söderhamn				
④連絡先	(電話) (46 8) 782 28 00		(FAX) (46 8)666 02 86		
	(E-mail) <a href="mailto:prv@prv.se">prv@prv.se</a>		(internet) <a href="http://www.prv.se">www.prv.se</a>		
⑤組織の長	Director General: <b>Mr. Peter Strömbäck</b>				
⑥沿革	<p>(1) 特許法は、1967年に制定された特許法第837号であり、1968年1月1日に施行された。この特許法は数回の改正が行なわれている。最新の改正は、欧州経済共同体指令98/44/EECを導入したことにより行なわれ、2004年4月1日に施行された。</p> <p>(2) 意匠法は、1970年に制定された法律第485号であり、1970年6月29日に施行された。この商標法は数回の改正が行なわれている。最新の改正は、2002年法律第570号により行なわれ、2002年7月1日によるものであり、2004年5月1日に施行された。</p> <p>(3) 商標法は、1960年に制定された法律第644号であり、1960年12月2日に施行された。この商標法は数回の改正が行なわれている。最新の改正は1995年法律第1278号により行なわれ、1996年1月1日に施行された。</p> <p>(4) 商標改正法が2010年12月15日に議会を通過した。この改正法は2011年7月1日から施行される。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、商号・個人名の登録、書籍名の登録、				
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1904/8/1	ブリュッセル PLT 2007/12/27	フィルム登録 レコード保護 1973/4/18	マドリッド(原産地表示) 1934/1/1 ローマ 1964/5/18
	ナイロビ(オリンピック) 2011/12/16	パリ 1885/7/1	ワシントン ヘーグ	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	シンガポール 2011/12/16	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1983/10/1	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 1995/12/1	PCT 1978/5/17	ロカルノ 1971/4/27	ニース 1961/7/28
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン 1985/8/9	WTO 1995/1/1		

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	2,190	2,196	2,196	2,180
		(内 外国出願)	388	432	425	382
		(内 日本から)	106	97	113	86
		(内 PCTルート)	70	65	49	68
	意匠	全数	303	241	253	191
		(内 外国出願)	25	8	7	11
		(内 日本から)	3	1		
	商標	全数	9,728	10,021	10,086	7,840
		(内 外国出願)	1,989	1,825	1,927	1,584
		(内 日本から)	31	26	28	20
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	920	1,534	717	799
		(内 外国出願)	127	283	142	157
		(内 日本から)	18	25	11	5
		(内 PCTルート)	43	98	36	34
	意匠	全数	251	218	205	167
(内 外国出願)		26	12	6	4	
(内 日本から)		2	3			
商標	全数	8,488	7,957	8,569	5,874	
	(内 外国出願)	2,103	1,822	1,782	1,673	
	(内 日本から)	40	39	28	23	
出典：WIPO IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> スウェーデン特許庁(PRV)は、Ministry of Justice(法務省)の下部組織である。



(出典):スウェーデン特許庁(PRV)のHP

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022年6月3日改正施行
	③地理的効力の範囲	スウェーデン国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国 (注)Validationが必要である。 欧州特許裁判所協定(UPC Agreement)批准国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。特許当局は、スウェーデンに住所を有していない出願人に対し、当該事件において通信を受領する権利があり、かつスウェーデンに住所を有する代理人を選任し、また、当該代理人について当局に通知するよう要請することができる。(特許法第12条)
	⑦出願言語	(1) 明細書、特許クレーム及び要約書は、スウェーデン語又は英語で作成されなければならない。(特許法第8条) (2) 明細書、特許クレーム及び要約書以外は、スウェーデン語、英語、デンマーク語又はノルウェー語で作成することができる。(特許規則第3条) (3) 上記(1)及び(2)において、それ以外の言語で作成した場合は、公開までに翻訳文を提出しなければならない。(特許規則第3条) ※特許クレームを英語で作成した場合は、特許を付与することができる旨の通知の日から2か月以内に、当該特許クレームのスウェーデン語への翻訳文を提出しなければならない。(特許法第19条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(特許法第40条) ※医薬品及び植物保護製品については、5年を限度として期間延長が可能である。 (特許法第105条並びにEU規則469/2009及び1610/96)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第2条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又はその前権利者に対する明白な権利の濫用による開示。 (2) 公認の国際博覧会における発明の展示による開示。 (特許法第2条)
	⑪非特許対象	(1) 産業上利用することができる発明に該当しないもの (2) 発見、科学理論又は数学的方法それ自体 (3) 美的創作物それ自体 (4) 精神的活動を遂行し、遊戯を行い若しくは事業を営むための計画、法則若しくは方法又はコンピュータ・プログラムそれ自体 (5) 情報の提示それ自体 (以上特許法第1条) (6) 植物又は動物の品種 (7) 植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法 (以上特許法第1a条) (8) 様々な形成及び発育の段階にある人体及びその要素(遺伝子の配列又は部分配列を含む)の単純な発見(特許法第1b条) (9) その商業的利用が公序良俗に反する発明、とりわけ以下のもの (a) 人間に係るクローン作成の方法 (b) 人間の生殖細胞系の遺伝的同一性を変更する方法 (c) 工業又は商業目的でのヒト胚の利用 (d) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人又は動物に実質的な医療上の利益をもたらすことなしに動物に苦痛を与える可能性が高いもの (以上特許法第1c条) (10) 人若しくは動物の体に施される手術若しくは治療又は診断の方法 (特許法第1d条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第15条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 ※審査請求制度ではないが、出願人は、手数料を支払い、国際調査機関による調査を請求することができる。(特許法第9条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 ※スウェーデン特許登録庁はGlobalPPH参加庁である。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から18か月経過後、公開される。 ※早期公開制度がある。(特許法第22条)

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)																																																					
	⑯異議申立制度の有無	無。																																																				
	⑰無効審判制度の有無	有。特許所有者以外の何人も、異議を申し立てることができる。異議申立は、当該特許が付与された日から9か月以内に特許当局に対して書面で行わなければならない。(特許法第24条)																																																				
	⑱実施義務	有。 以下の要件を全て満たす場合に強制ライセンスが付与され得る。(特許法第45条) (1) 特許が付与されてから3年が経過し、かつ、特許出願から4年が経過した (2) 当該発明がスウェーデンで合理的な程度には実施されていない (3) 当該発明の不使用について許容できる理由がない																																																				
	⑲費用 単位 SEK (スウェーデン・クローネ)  1 SEK = 0.096 US\$ (2022年11月)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="533 577 1503 801"> <tr> <td>出願料</td> <td>3,000 SEK(サーチ料2,500SEKを含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150 SEK(10超の各クレームにつき加算)</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>2,500 SEK</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150 SEK(出願時の請求項数を超える各クレームにつき加算)</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="533 833 1503 1227"> <tr> <td colspan="4">年金</td> </tr> <tr> <td>1年次</td> <td>0 SEK</td> <td>11年次</td> <td>3,400 SEK</td> </tr> <tr> <td>2年次</td> <td>0 SEK</td> <td>12年次</td> <td>3,800 SEK</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>1,400 SEK</td> <td>13年次</td> <td>4,200 SEK</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>1,500 SEK</td> <td>14年次</td> <td>4,600 SEK</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>1,700 SEK</td> <td>15年次</td> <td>5,000 SEK</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>1,900 SEK</td> <td>16年次</td> <td>5,400 SEK</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>2,100 SEK</td> <td>17年次</td> <td>5,800 SEK</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>2,400 SEK</td> <td>18年次</td> <td>6,200 SEK</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>2,700 SEK</td> <td>19年次</td> <td>6,600 SEK</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>3,000 SEK</td> <td>20年次</td> <td>7,000 SEK</td> </tr> </table>	出願料	3,000 SEK(サーチ料2,500SEKを含む)		150 SEK(10超の各クレームにつき加算)	登録料	2,500 SEK		150 SEK(出願時の請求項数を超える各クレームにつき加算)	年金				1年次	0 SEK	11年次	3,400 SEK	2年次	0 SEK	12年次	3,800 SEK	3年次	1,400 SEK	13年次	4,200 SEK	4年次	1,500 SEK	14年次	4,600 SEK	5年次	1,700 SEK	15年次	5,000 SEK	6年次	1,900 SEK	16年次	5,400 SEK	7年次	2,100 SEK	17年次	5,800 SEK	8年次	2,400 SEK	18年次	6,200 SEK	9年次	2,700 SEK	19年次	6,600 SEK	10年次	3,000 SEK	20年次	7,000 SEK
出願料	3,000 SEK(サーチ料2,500SEKを含む)																																																					
	150 SEK(10超の各クレームにつき加算)																																																					
登録料	2,500 SEK																																																					
	150 SEK(出願時の請求項数を超える各クレームにつき加算)																																																					
年金																																																						
1年次	0 SEK	11年次	3,400 SEK																																																			
2年次	0 SEK	12年次	3,800 SEK																																																			
3年次	1,400 SEK	13年次	4,200 SEK																																																			
4年次	1,500 SEK	14年次	4,600 SEK																																																			
5年次	1,700 SEK	15年次	5,000 SEK																																																			
6年次	1,900 SEK	16年次	5,400 SEK																																																			
7年次	2,100 SEK	17年次	5,800 SEK																																																			
8年次	2,400 SEK	18年次	6,200 SEK																																																			
9年次	2,700 SEK	19年次	6,600 SEK																																																			
10年次	3,000 SEK	20年次	7,000 SEK																																																			
	⑳料金減免措置の有無	有。 (1) 付与手数料の納付が著しく困難な発明者が特許を求めている場合において、当該発明者が特許付与通知の日から2か月以内にその旨の書面による請求を提出したときは、特許当局は付与手数料を免除することができる。(特許法第19条) (2) 発明者が出願人又は特許所有者である場合において、年金の納付につき著しい困難があり、かつ、最初の年金の納付期日以前にその旨の請求があるときは、特許当局は、その納付を猶予することができる。(特許法第42条)																																																				
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																				

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022年6月3日改正施行
	③地理的効力の範囲	スウェーデン国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の共同体意匠(Communiy Desing) ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人 (意匠法第1a条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。特許当局は、スウェーデンに住所を有していない出願人に対し、当該事件において通信を受領する権利があり、かつスウェーデンに住所を有する代理人を選任し、また、当該代理人について当局に通知するよう要請することができる。(意匠法第12条)
	⑦出願言語	(1) 出願書類及び付属書類は、スウェーデン語、デンマーク語又はノルウェー語で作成しなければならない。(特許規則第3条) (2) それ以外の言語により提出された場合において、スウェーデン特許登録庁が要求するときは、翻訳文を提出しなければならない。(特許規則第3条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。請求により、各5年間の有効期間で4回更新することができ、最長で25年間となるが、複合製品を基の外観に復元するための部分意匠の保護期間の上限は15年である。(意匠法第24条)
	⑨新規性の判断基準	欧州共同体内公知公用、欧州共同体内刊行物 (意匠法第2条、第3条)
	⑩グレースピリオト	有。 (1) 創作者、承継者、又は創作者、承継者から取得した第三者による開示日から12月 (2) 創作者、承継者に対する濫用による開示日から12月 (意匠法第3a条)
	⑪不登録対象	(1) 物品の細部又は物品の装飾の細部の特徴からもたらされる物品の全部又は一部の外観であって、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料に関するもの(意匠法第1条1)に該当しないもの(意匠法第14条) (2) 公序良俗に反する意匠(意匠法第4条1) (3) 国の紋章、国の旗章若しくはその他の記章、国の監督用若しくは保証用の証明、スウェーデン国を暗示しそれにより意匠に公的性格を与える他の表示、スウェーデンの地方公共団体の紋章若しくは「紋章及び他の特定の公的表示に関する法律」に基づいて保護されている国際的表示又は上記の紋章、旗章、記章若しくは表示と容易に混同される可能性があるすべてのものが、許可を得ることなく含まれている意匠(意匠法第4条2) (4) 物品の外観の特徴が、当該物品の技術的機能によってのみ決定されるもの(意匠法第4a条1) (5) 物品の外観の特徴が、意匠が組み入れられ若しくは用いられている物品が他の物品に機械的に接続され、又はその中に、その周りに若しくはそれに接して置かれて、何れの物品もその機能を果たすことができるようにするために、その正確な形状及び寸法で再現する必要があるもの(意匠法第4a条2) (6) スウェーデンにおいて保護を受けている他人の商号若しくは取引記号又は他人のためにその事業若しくは取引活動の過程においてスウェーデン市場において確立されている標識として認識される可能性があるすべてのものが、許可を得ることなく含まれている意匠(意匠法第4条4) (7) 他人の肖像又は他人の姓、雅号若しくは類似の名称として認識される可能性があるすべてのものが、許可を得ることなく含まれている意匠(意匠法第4条4) (8) スウェーデンにおいて保護を受けており識別性を備えている他人の文学的若しくは芸術的作品の表題として認識される可能性があるすべてのもの又はかかる作品若しくはスウェーデンにおいて保護を受けている写真についての他人の著作権を侵害するすべてのものが、許可を得ることなく含まれている意匠(意匠法第4条4)
	⑫実体審査の有無	有。 (意匠法第14条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)													
	⑰「組物」の意匠の有無	有。条文化されていないが、例えば、カトラリー類について登録例がある。 (登録番号:75307)												
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を使用している。 (意匠法11条)												
	⑲出願公開制度の有無	無。												
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から6月間、公告を繰延べることができる。 (意匠法19条、意匠法規則第2条6)												
	㉑異議申立制度の有無	無。												
	㉒無効審判制度の有無	有。以下の場合を除き何人も、通知の公告の日から2か月以内にスウェーデン特許登録庁に書面で異議を申立てることができる。(意匠法第18条、第18a条) (1) 冒認に基づく場合は、自己が意匠についての権利を有していると考える者 (3) 先の意匠、商標、著作権など(意匠法第4条4)に基づく場合は、その意匠などの出願人又は権利者 (3) 紋章など(意匠法第4条2)に基づく場合は、当該意匠権により影響を受ける者 (4) (1)~(3)以外の場合は、何人も異議を申立てることができる。 (意匠法第18条、第18a条)												
	㉓登録表示義務	無。												
	⑳費用 単位 SEK (スウェーデン・クローネ)  1 SEK = 0.096 US\$ (2022年11月)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0"> <tr> <td>出願料(電子出願の場合)</td> <td>2,000 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)</td> </tr> <tr> <td>出願料(電子出願以外の場合)</td> <td>2,500 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)</td> </tr> <tr> <td>複数意匠一出願</td> <td>1,400 SEK(1を超える1意匠当たりの料金)</td> </tr> <tr> <td>指定クラス</td> <td>1,400 SEK(1を超える1クラス当たりの料金)</td> </tr> </table> <p>[意匠権維持に掛かる費用]</p> <table border="0"> <tr> <td>更新料(電子手続の場合)</td> <td>2,000 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)</td> </tr> <tr> <td>更新料(電子手続以外の場合)</td> <td>2,500 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)</td> </tr> </table>	出願料(電子出願の場合)	2,000 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)	出願料(電子出願以外の場合)	2,500 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)	複数意匠一出願	1,400 SEK(1を超える1意匠当たりの料金)	指定クラス	1,400 SEK(1を超える1クラス当たりの料金)	更新料(電子手続の場合)	2,000 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)	更新料(電子手続以外の場合)	2,500 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)
出願料(電子出願の場合)	2,000 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)													
出願料(電子出願以外の場合)	2,500 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)													
複数意匠一出願	1,400 SEK(1を超える1意匠当たりの料金)													
指定クラス	1,400 SEK(1を超える1クラス当たりの料金)													
更新料(電子手続の場合)	2,000 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)													
更新料(電子手続以外の場合)	2,500 SEK(1意匠、5年分の登録料を含む)													
	㉔料金減免措置の有無	無。												

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022年6月3日改正施行
	③地理的効力の範囲	スウェーデン国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の欧州連合商標(EUTM) マドリッド・プロトコル締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明(保障)商標、共同体商標 (商標法第1章第1条、第2条)
	⑥商標の種類	特許登録庁の商標登録簿において明確に再現することができる、あらゆる識別力を有する標識(商標法第1章第4条第1段落) ※商標法第1章第4条第2段落では、標識として、視覚的に表示することができる標識、特に個人名、図形要素、文字、数字を含む語句及び商品又はその包装の形状が挙げられている。 ※スウェーデン特許登録庁のウェブサイトでは、以下のものが例示されている。 (1) 単語商標 (2) 図形商標 (3) 音の商標 (4) 立体商標 (5) 動きの商標 (6) マルチメディア商標 (7) ホログラム商標 (8) 位置商標 (9) パターン商標
	⑦出願人資格	その商標の使用者(自然人/法人) (商標法第1章第1条、第2章第1条)
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第2章第1条、第8条) ※先願主義が原則であるが、商標法第1章第7条には、著名商標及び周知商標について、使用による排他的権利の獲得が規定されている。
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。特許登録庁は、スウェーデンに住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有さない出願人に、事案についての送達を受けることを授權されかつスウェーデンに住所を有する代理人を雇いその任命を庁に届出するよう指示することができる。 (商標法第4章第4条)
	⑪出願言語	スウェーデン語(国際商標登録出願及び特許登録庁が許可する場合を除く) ※添付書類がスウェーデン語以外の言語により作成されている場合において、庁が請求するときは、出願人は当該添付書類の認証スウェーデン語翻訳文を提出しなければならない。 (商標規則第2章第4条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。 (商標法第2章第34条及び第35条)
	⑬グレースピリオド	有。国際博覧会における商標の展示。期間は展示日から6月。 (商標法第2章16条)
	⑭不登録対象	(1) 商品自体の性質から生じる形状、技術的成果を取得するために必要な商品の形状又は商品に実質的な価値を与える形状からもっぱら構成されるもの (商標法第2章第4条) (2) 関係する商品又は役務を識別することができないもの(商標法第2章第5条) (3) 法規又は公序良俗に反するもの(商標法第2章第7条第1段落1) (4) 商品又は役務に関する性質、品質、原産地又はその他の状況に関して公衆を欺くような性質のもの(商標法第2章第7条第1段落2) (5) 国家の紋章など又はこれらと混同のおそれがあるものを許可なく含むもの (商標法第2章第7条第1段落3) (6) 国際人道法における識別標章の保護に関する法律(2014:812)により無断使用が禁じられた標章又はこれと混同のおそれがあるものを許可なく含むもの (商標法第2章第7条第1段落4) (7) EUで保護された原産地名などを含むもの(商標法第2章第7条第1段落5) (8) ぶどう酒又は蒸留酒の地名表示として理解されるおそれがある何物かを含む又はそれから構成され、異なる原産地のぶどう酒又は蒸留酒と関係するもの (商標法第2章第7条第1段落6) (9) 保護された先の植物品種の品種名と同一のものを含む又は実質的に類似するもの (商標法第2章第7条第1段落7)

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
		(10) 悪意によるもの(商標法第2章第7条第2段落) (11) 使用条件が公序良俗に反する団体商標又は証明(保障)商標 (商標法第2章第7条第3段落) (12) 団体への加盟条件が差別的である団体商標(商標法第2章第7条第3段落) (13) 同一の商品又は役務における先の商標と同一であるもの (商標法第2章第8条第1段落1) (14) 同一又は類似の商品又は役務における先の商標と同一又は類似しており、その 使用者と先の商標の所有者との間に関係があると理解される可能性などの混同の おそれがあるもの (商標法第2章第8条第1段落2) (15) 先の著名又は周知商標と同一又は類似しており、同一、類似又は異なる商品又 は役務において正当な理由なく使用した場合に、先の商標の識別性又は信用を不当 に使用する又は害する恐れがあるもの (商標法第2章第8条第1段落3) (16) 冒認であるもの (商標法第2章第8条第2段落) (17) 商業活動で使用される先の登録商号若しくはその他のもの又は著名なものとの 関係において上記(13)~(16)に該当するもの (商標法第2章第9条) (18) 同意なく他人の商号とみなされるおそれのある要素を含むもの (商標法第2章第10条1) (19) 他人の芸名など又はこれらに類似し、その使用が他人の不利益となるもの (商標法第2章第10条2) (20) 同意のない他人の肖像 (商標法第2章第10条3) (21) 同意なく文学的若しくは芸術的作品の他人の著作権又は写真又はデザインの他 人の権利を侵害するもの (商標法第2章第10条4)
⑮防護標章制度 の有無	無。	
⑯周知商標制度 の有無	有。(商標法第2章第8条第1段落3) それに基づいて提供されている商品又は役務についての表示として需要者の間に広 く知られている場合、著名商標又は周知商標として保護される。 (商標法第1章第7条)	
⑰一出願多区分 制度の有無	有。 (商標法第2章第13条)	
⑱実体審査の有 無及び審査事項	有。 (商標法第2章第17条)	
⑲審査請求制度 の有無	無。	
⑳優先審査制度 ・早期審査制度 の有無	無。	
㉑出願公開制度 の有無	無。	
㉒異議申立制度 の有無	無。	
㉓無効審判制度 の有無	有。 (1) 何人も、登録の公告日から3か月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第2章第24条) (2) 登録を取消する手続の提起をしようとする者は、裁判所に手続を提起すること、又 は登録の取消を特許登録庁(行政取消)に申請することができる。 (商標法第3章第5条)	
㉔不使用取消 制度の有無	有。5年。登録後5年以内不使用、又は継続して5年の不使用は、不使用取消の対象 となる。(商標法第3章第2条)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標規則第3章第3条)	
㉖図形要素の 分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。 (商標規則第3章第4条)	
㉗譲渡要件	無。それが使用される事業活動と別個に又は関連して移転することができる。 (商標法第6章第1条)	
㉘費用 単位 SEK (スウェーデン ・クローネ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(電子出願) 2,000 SEK(1分類) 1,000 SEK(1超の各分類につき加算) 出願料(ペーパー出願) 2,700 SEK(1分類) 1,000 SEK(1超の各分類につき加算)	



①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)							
	1 SEK = 0.096 US\$ (2022年11月)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[商標権維持に掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">存続期間更新料</td> <td style="text-align: right;">2,000 SEK(1分類)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,000 SEK(1超の各分類につき加算)</td> </tr> </table>	[商標権維持に掛かる費用]		存続期間更新料	2,000 SEK(1分類)		1,000 SEK(1超の各分類につき加算)
	[商標権維持に掛かる費用]							
	存続期間更新料	2,000 SEK(1分類)						
		1,000 SEK(1超の各分類につき加算)						
㊹料金減免措置の有無	無。							